

# 会員規約

## 第1条 総則

1. 当法人は、特定非営利活動法人フロンティア南相馬（以下「フロンティア南相馬」という。）と称し、運営はフロンティア南相馬が行うものとします。
2. フロンティア南相馬の目的は、フロンティア南相馬定款（以下「定款」という）で定める事項とします。

## 第2条 会員種別

フロンティア南相馬の会員は以下の通りとします。ここに定める賛助会員は定款で定める正社員及び特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員には該当しません。

1. 正会員 フロンティア南相馬の目的に賛同し賛助するために入会した個人
2. 賛助会員 フロンティア南相馬の目的に賛同し賛助するために入会した個人
3. 団体・法人正会員 フロンティア南相馬の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び法人
4. 団体・法人賛助会員 フロンティア南相馬の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び法人

## 第3条 入会

1. 会員として入会を希望する個人もしくは団体・法人は、理事長の定める入会申込書により申込みし、理事会の承認を以て会員となることができる。
2. 理事会においては正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
3. 理事会において、前項のものの入会を認められないとするときは、速やかにその理由を記した書面にて、本人に通知しなければなりません。

## 第4条 入会手続き及び成立

本規約第条に基づき、申込書の受理されたものは、速やかに会費を納入するものとし、領収証発行日をもって入会成立とします。

## 第5条 入会の不承諾

理事会において入会を認められなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金します。

## 第6条 会費

1. 会員は、毎年当該会費を納入するものとします。
2. 会費は、定款に基づき、次のとおりとします。
  - ①正会員 年会費 個人：10,000円 団体・法人 20,000円(1口以上)
  - ②賛助会員 年会費 個人：5,000円 団体・法人 10,000円(1口以上)

年会費は入会成立日より事業年度末までの期間の会費をいいます。

## 第7条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、入会成立日より事業年度末までの期間とします。
2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとします。
3. フロンティア南相馬は、会員に対し、前1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認します。

## 第8条 会員資格の喪失

会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失します。

1. 会員が、所定の退会届を提出したとき。
2. 会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
3. 団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
4. 会員が、会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
5. 除名されたとき。

## 第9条 会員の退会

会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

## 第10条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

1. フロンティア南相馬の定款、本規約に定める目的に反する行為
2. 故意または重大な過失により、フロンティア南相馬の信用を失わせるような行為
3. フロンティア南相馬の事業を妨害、または妨害しようとする行為
4. 反社会的または犯罪行為により、フロンティア南相馬の信用を失わせるような行為

## 第11条 会費及び拠出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しないものとします。

## 第12条 会員の権利

1. 賛助会員は、総会における議決権を有しない。活動、事業に参加し、会報・メールマガジン等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画することができます。
2. 会員は、その他理事会の定める特典を受けることができます。

## 第13条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規約第8条に定める通りとします。

## 第14条 会員の義務

1. 会員は、本規約第6条に定める会費を納入しなければなりません。
2. 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければなりません。
3. 会員は、理事長の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければなりません。
4. 会員は、フロンティア南相馬の活動を通じ、知り得た個人情報、フロンティア南相馬の運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続されます。

## 第15条 禁止事項

1. 会員は、本規約第12条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできません。
2. 会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行わないこと。
3. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行わないこと。
4. 会員は、フロンティア南相馬の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行わないこと。
5. 会員は、フロンティア南相馬の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行わないこと。

## 第16条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

1. 会員は、フロンティア南相馬及び理事会の定める機密保持誓約書を誓約し、理事会が承認した外部委託事業者において業務上必要であると認められる範囲においてのみ、会員に関する情報の提供がなされることを承認します。
2. フロンティア南相馬、外部委託事業者は、第1項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとします。

## 第17条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとします。
2. フロンティア南相馬は、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知します。

## 第18条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、フロンティア南相馬に対して損害賠償等を一切申立てることはできません。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によってフロンティア南相馬が損害を受けた場合、当該会員は、フロンティア南相馬が受けた損害をフロンティア南相馬に賠償するものとします。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続されます。

## 第19条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、フロンティア南相馬には一切の責務は無いものとします。
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において、解決するものとし、フロンティア南相馬は一切関知しません。

## 第20条 第三者への委託

フロンティア南相馬は、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとします。その際、事業に必要であると認められる情報のみを委託業務者等に開示できるものとし、個人情報の厳重な管理を要求できるものとする。

## 第21条 管轄裁判所

会員規約及びフロンティア南相馬が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とします。

## 第22条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員とフロンティア南相馬の間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとします。

## 第23条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。

## 附則

本会員規約は 2012 年 7 月 1 日より実施します。